北秋田市告示第138号の２

保育所等給食費価格高騰対策事業実施要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和８年10月27日

北秋田市長　　津　谷　永　光

保育所等給食費価格高騰対策事業実施要綱の一部を改正する告示

保育所等給食費価格高騰対策事業実施要綱（令和６年北秋田市告示第７号）の一部を次のように改正する。

第４条中「令和６年４月」を「令和８年４月」に、「令和７年３月」を「令和９年３月」に改める。

第５条中「6,660円」を「9,540円」に、「令和６年10月１日」を「令和８年６月１日」に改める。

第７条第１項中「令和７年３月14日」を「令和９年３月５日」に改め、同条第２項中「第１項」を「前項」に改める。

第８条第１項中「第７条」を「前条」に改め、同条第２項中「第１項」を「前項」に改める。

様式第２号中、

「

施設類型	施設名	対象利用児童数	令和６年度中施設を運営しない月数	補助額計

」

を

「

施設類型	施設名	対象在籍児童数	対象期間中施設を運営しない月数	補助額計

」

に改める。

様式第３号を次のように改める。

様式第３号

保育所等給食費価格高騰対策事業

補助額計算書

令和　　年　　月　　日

北秋田市長　津谷　永光　様

市町村名	
施設類型	
施設名	
設置者名	

１　対象在籍児童数　（　　年　月　日在籍児童数　）

年齢区分	４歳以上児	３歳児	うち満３歳児	１・２歳児	０歳児	※給食提供なし
在籍児童数	人	人	人	人	人	人
対象在籍児童数合計	0　人					

※　在籍児童数は、　　年度の初日の前日における満年齢に基づき区分して記入すること。
※　在籍児童数には、他市町村に居住する広域利用児童を含むものとする。
※　在籍児童数には、一時預かり事業の利用に係るものは含まないものとする。
※　「※給食提供なし」欄には、満３歳以上児童のうち給食提供を受けない児童数を記入すること。

２　補助額

（１）給食費価格高騰分

補助単価 ①	対象利用児童数 ②	補助額（①×②） ③
円	人	円

（２）　年度中施設を運営しない月に係る控除額（※新設・休廃止等の場合）

施設を運営しない月数 ④	控除額（③÷12×④） ⑤
月	円

差引交付申請額 （③－⑤）	円

３　確認欄（該当するものを選択）

当施設は、食材料費の価格高騰に起因する副食費実費徴収額の値上げ（値上げ後の徴収額が　　円以下となるものを除く。）を行っていません。

設置者名
代表者名

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和８年10月27日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（経過措置）

2　この告示による改正前の保育所等給食費価格高騰対策事業実施要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

（資料）保育所等給食費価格高騰対策事業実施要綱の一部を改正する告示　新旧対照表

改正後	改正前
（補助事業の内容） 第４条　補助事業の内容は次に掲げるものとする。 保育所等の令和８年４月から令和９年３月までの間における給食費等の価格高騰分に係る経費を補助する。	（補助事業の内容） 第４条　補助事業の内容は次に掲げるものとする。 保育所等の令和６年４月から令和７年３月までの間における給食費等の価格高騰分に係る経費を補助する。
（補助金の額） 第５条　前条にかかる補助金の額は、保育所等ごとに、次の算式により算出した額とする。 ただし補助金の額が予算の額を超える場合は、予算の範囲内の額を上限とする。 ≪算式≫在籍児童一人当たり補助単価（9,540円）×令和８年６月１日の在籍児童数	（補助金の額） 第５条　前条にかかる補助金の額は、保育所等ごとに、次の算式により算出した額とする。 ただし補助金の額が予算の額を超える場合は、予算の範囲内の額を上限とする。 ≪算式≫在籍児童一人当たり補助単価（6,660円）×令和６年10月１日の在籍児童数
（補助金の申請） 第７条　補助金の交付を受けようとする保育所等の設置者は、令和９年３月５日までに、保育所等給食費価格高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（（以下「申請書」という。）（様式第１号））に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。 （１）～（３）　（略） ２　前項　の交付申請は、交付要綱第10条に規定する実績報告を兼ねるものとする。	（補助金の申請） 第７条　補助金の交付を受けようとする保育所等の設置者は、令和７年３月14日までに、保育所等給食費価格高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（（以下「申請書」という。）（様式第１号））に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。 （１）～（３）　（略） ２　第１項の交付申請は、交付要綱第10条に規定する実績報告を兼ねるものとする。
（交付の決定及び額の確定） 第８条　市長は、前条　第１項の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、補助金の交付を決定したときは交付要綱第５条の規定により、その旨を保育所等の設置者に通知しなければならない。 ２　市長は、前項　の決定をする場合に、必要に応じ条件を付すことができる。	（交付の決定及び額の確定） 第８条　市長は、第７条第１項の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、補助金の交付を決定したときは交付要綱第５条の規定により、その旨を保育所等の設置者に通知しなければならない。 ２　市長は、第１項の決定をする場合に、必要に応じ条件を付すことができる。

改正後

3　（略）

様式第２号

施設類型	施設名	対象在籍児童数	対象期間中施設を運営しない月数	補助額計

様式第３号

様式第３号

保育所等給食費価格高騰対策事業

補助額計算書

北秋田市長　津谷　永光　様

令和　　年　　月　　日

市町村名	
施設類型	
施設名	
設置者名	

１　対象在籍児童数　（　　年　月　日在籍児童数　）

年齢区分	４歳以上児	３歳児	うち満３歳児	１・２歳児	０歳児	※給食提供なし
在籍児童数	人	人	人	人	人	人
対象在籍児童数合計	0	人				

※　在籍児童数は、　年度の初日の前日における満年齢に基づき区分して記入すること。
※　在籍児童数には、他市町村に居住する広域利用児童を含むものとする。
※　在籍児童数には、一時預かり事業の利用に係るものは含まないものとする。
※　「※給食提供なし」欄には、満３歳以上児童のうち給食提供を受けない児童数を記入すること。

２　補助額

（１）給食費価格高騰分

補助単価 ①	対象利用児童数 ②	補助額（①×②） ③
円	人	円

（２）　年度中施設を運営しない月に係る控除額（※新設・休廃止等の場合）

施設を運営しない月数 ④	控除額（③÷12×④） ⑤
月	円

差引交付申請額（③－⑤）	
	円

３　確認欄（該当するものを選択）

当施設は、食材料費の価格高騰に起因する副食費実費徴収額の値上げ（値上げ後の徴収額が　　円以下となるものを除く。）を行っていません。

設置者名
代表者名

改正前

3　（略）

様式第２号

施設類型	施設名	対象利用児童数	令和６年度中施設を運営しない月数	補助額計

様式第３号

様式第３号

保育所等給食費価格高騰対策事業

補助額計算書

北秋田市長　津谷　永光　様

令和　　年　　月　　日

市町村名	
施設類型	
施設名	
設置者名	

１　対象利用児童数

年齢区分	４歳以上児	３歳児	うち満３歳児	１・２歳児	０歳児	※給食提供なし
利用児童数	人	人	人	人	人	人
対象利用児童数合計	人					

※　利用児童数は、令和６年１０月初日における満年齢に基づき区分して記入すること。
※　利用児童数には、他市町村に居住する広域利用児童を含むものとする。
※　利用児童数には、一時預かり事業の利用に係るものは**含まない**ものとする。
※　「※給食提供なし」欄には、満３歳以上児童のうち給食提供を受けない児童数を記入すること。

２　補助額

（１）給食費価格高騰分

補助単価 ①	対象利用児童数 ②	補助額（①×②） ③
円	人	円

（２）令和６年度中施設を運営しない月に係る控除額（※新設・休廃止等の場合）

施設を運営しない月数 ④	控除額（③÷12×④） ⑤
月	円

差引交付申請額（③－⑤）	
	円

３　確認欄（該当するものを選択）

当施設は、食材料費の価格高騰に起因する副食費実費徴収額の値上げ（値上げ後の徴収額が4,800円以下となるものを除く。）を行っていません。

設置者名
代表者名